

◎税務署から送られてきた「確定申告のお知らせ」「納付書」は持参してください。

CTG 建交労 とちぎ

発行所 全日本建設交運一般労働組合
栃木県本部 〒327-0315
栃木県佐野市吉水駅前1-2-1
Tel 0283-62-7312 fax 0283-62-7318
www.kenkourou.or.jp/
E-mail:dqj06744@nifty.com

確定申告学習会3月15日まで予約制です

自主申告で納税者の権利を守ろう

3月15日まで確定申告学習会を実施しています。来所の際は電話予約を。

【用意するもの】

- ① 昨年の売上げ、経費がわかるもの。自主計算書のない人は事務所
- ② 扶養家族の氏名、生年月日
- ③ 昨年支払った国民健康保険、介護保険の金額

に申し出てください。④ 税金の明細書。⑤ 計が同じ家族の分も合算できます。⑥ 妻、子供の収入金額

- ⑦ 国民年金、生命保険、地震保険などの控除証明書
- ⑧ 税務署から返送されてきた前年申告書控え
- ⑨ 住宅を購入又は増築した人は組合に問合せを。

【無申告は加算税が】所得があつて申告しない場合は十五%もの加算税(税額五〇万以下)と年七・三%の延滞税が加算される場合があります。

【新組合員も大歓迎】

はじめて組合で申告する人も大歓迎です。

【学習会】

午前九時～午後五時まで組合事務所で行ないます。時間外についてはご相談ください。

【消費税申告】

一般課税の人は、非課税経費と課税経費を区分集計していただきます。中間納付額は国、地方分けて記載を。

◎自動車保険・生命保険キャンペーン実施中。証券ご持参ください。



組合員も被災

1月1日に発生した能登半島地震により、建交労石川県本部に所属する組合員41名が被災、石川分会組合員1名が亡くなっています。組合事務所で募金受付中です。被災組合員の支援にご協力をお願いします。

能登半島地震募金にご協力を

労災年間の保険料

コース	ダンプ	建設
1	27,600	36,000
2	42,000	56,400
3	50,400	70,800
4	60,000	84,000
5	69,600	98,400
6	79,200	111,600
7	87,600	
8	97,200	

労災保険新年度受付中です

国の補償制度で生活を守ろう

保険料定額「建設国保」のご案内



自治体の国民健康保険は所得や資産によって保険料が変動します。組合が扱う「建設国保」は、年齢と家族構成にもとづき保険料が一律に定められています。ただし、「建設関連」に従事する人が対象です。現在109人の組合員が加入しています。

1か月当たりの組合員保険料(円)

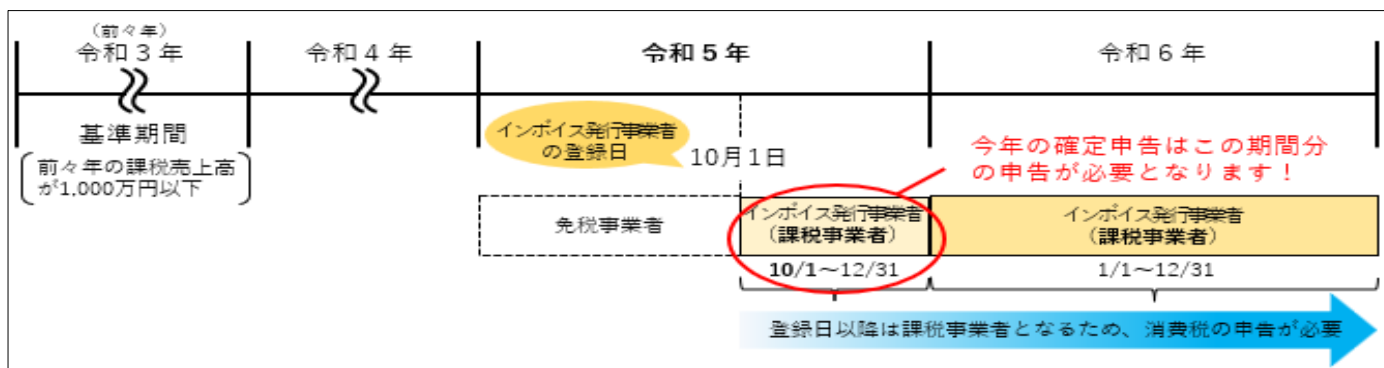
組合員年齢	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上
	11,000	13,000	16,000	20,000	23,000	25,700	25,900

1か月当たりの家族保険料(円)

家族年齢	0歳	1～6歳	7～18歳	19～64歳	65歳以上
	0	5,400	5,400	6,400	7,400

※加入者には今年郵送で「職業確認」が予定されています。対応をお願いします。

インボイス制度と確定申告の注意点



免税事業者だった人の場合

昨年10月1日からインボイス制度が施行されました。組合はインボイス制度の中止を求めています。しかし強行された以上今回の申告から対応せざるを得ません。今回の申告準備の段階で注意すべき点を学習しましょう。

免税事業者(課税売上上一千万円以下)の人がインボイス登録をした場合、今回の申告から登録日以降の売上に對する消費税を申告することになります。登録日が10月1日であれば昨年の10月から12月の3か月分が対象です。計算の際必ず登録日を確認するようにしましょう。

2割特例って？

免税事業者がインボイス登録によって課税事業者になった場合、3年間の経過措置として売上に對する消費税額の2割を納付額とする「2割特例」を選択することができます(下の表)。

例えば、登録日以降の売上が150万円の場合、消費税額15万円の2割=3万円が納付額になります。売上の正確な集計が必要で

課税事業者の場合

すでに消費税の申告をしてきた課税事業者で一般課税によって申告している人の場合、10月1日以降に受けた請求書や領収書

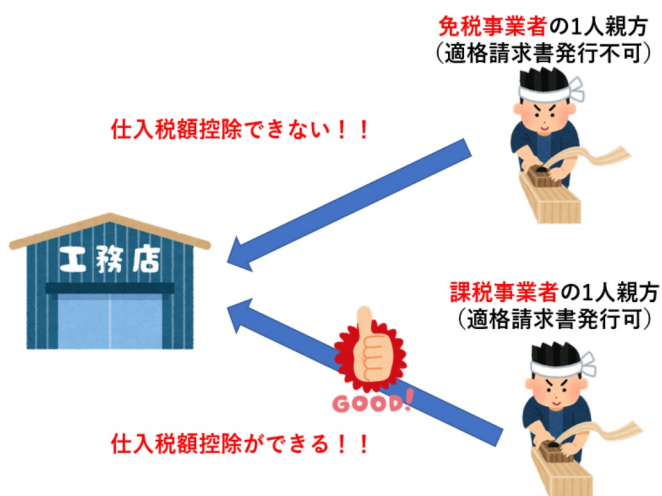


要件を満たしていない場合は「支払った消費税の80%」までしか差し引くことができません。これも経過措置で3年間は80%、その後3年間は50%、7年後以降はまったく仕入税額控除の対象にならない予定です。組合員の実態として、繁忙期に仲間仕事を依頼する場合があります。10月以降の請求書や領収

書にインボイス番号が記載されているか確認する必要があります。また残土処分費用など領収書が発行されない場合もあります。経過措置期間中に取引を検討する必要があります。

制度の問題現実にインボイスは中止を

確定申告によって、よくわからなかったインボイス制度の問題を実感することになるでしょう。経過措置にダメされてはいけません。インボイスによる増税、仕事減少によって、多くの個人・零細事業者が廃業に追い込まれます。中止を求め続けます。



「労災保険入りまじょり」

個人事業者として働く組合員にとって、組合で扱う特別加入労災保険は欠かせないものです。しかし宣伝が足りないため未加入の人が少なくありません。「説得力のある実例が



「労災保険加入促進のためなら写真いいよ」と工藤委員長。

3月15日燃料補助金

栃木市は組合の要請を受け、市内在住者(事業所に限定して、大型ダンプ1台5万円の補助金を実施しています。補助金は申請しなければ支給されません。締め切りは3月15日ですが、予算(7700万円)に達した場合早期終了もあり得ます。

【補助対象】

車検証の使用者が、昨年10月以前から栃木市内に事業所(住所)がある中小(個人)の自動車運送事業者(営業ナンバー)か土砂等運搬事業者(白ナンバー)で市税完納者。補助を希望する栃木市内在住組合員は早期に対応していただく必要があります。組合

多くの自民党議員が多額の裏金をもらい申告していないことに批判の声が。お怒りはごもっともですが、そんな連中に投票してきた有権者の政治参加意識こそ問題の本質では。